

# 専門業務型裁量労働制が変わります

専門業務型裁量労働制について、改正労働基準法及び告示改正により平成16年1月1日から、

制度導入に当たり、労使協定において、いわゆる健康・福祉確保措置及び苦情処理措置を定めること等が新たに必要となります。(P2参照)

また、制度の対象となる業務に学校教育法に規定する大学における教授研究の業務(主として研究に従事するものに限る。)が新たに追加されます。(P3参照)

## 専門業務型裁量労働制とは？

業務の性質上、業務遂行の手段や方法、時間配分等を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務として厚生労働省令及び厚生労働大臣告示によって定められた業務(裏面参照)の中から、対象となる業務を労使で定め、労働者を実際にその業務に就かせた場合、労使であらかじめ定めた時間働いたものとみなす制度です。

## 制度導入のための手続は？

制度の導入に当たっては、原則として次の事項を労使協定により定めた上で、様式第13号(P4参照)により、所轄労働基準監督署長に届け出ることが必要です。

制度の対象とする業務

対象となる業務遂行の手段や方法、時間配分等に関し労働者に具体的な指示をしないこと

労働時間としてみなす時間

対象となる労働者の労働時間の状況に応じて実施する健康・福祉を確保するための措置の具体的内容

対象となる労働者からの苦情の処理のため実施する措置の具体的内容

協定の有効期間(3年以内とすることが望ましい。)

及び に関し労働者ごとに講じた措置の記録を協定の有効期間及びその期間満了後3年間保存すること

印のついているものが、今回の制度改正により新たに追加された項目です。

ご不明の点などありましたら、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

## 健康・福祉確保措置及び苦情処理措置は？

### 健康・福祉確保措置

健康・福祉確保措置をどのように講ずるかを明確にするためには、対象労働者の勤務状況を把握することが必要です。使用者が対象労働者の労働時間の状況等の勤務状況を把握する方法としては、対象労働者がいかなる時間帯にどの程度の時間入社し、労務を提供し得る状態にあったか等を明らかにし得る出勤時刻又は入退室時刻の記録等によるものであることが望ましいことに留意することが必要です。

健康・福祉確保措置としては、次のものが考えられます。

把握した対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。

把握した対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること

働き過ぎの防止の観点から、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること

心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること

把握した対象労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること

働き過ぎによる健康障害防止の観点から、必要に応じて、産業医等による助言、指導を受け、又は対象労働者に産業医等による保健指導を受けさせること

また、使用者は、把握した対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、対象労働者への専門業務型裁量労働制の適用について必要な見直しを行うことを協定に含めることが望ましいことに留意することが必要です。

### 苦情処理措置

苦情処理措置についてはその内容を具体的に明らかにすることが必要であり、例えば、苦情の申し出の窓口及び担当者、取り扱う苦情の範囲、処理の手順・方法等を明らかにすることが望ましいことに留意することが必要です。この際、使用者や人事担当者以外の者を申し出の窓口とすること等の工夫により、対象労働者が苦情を申し出やすい仕組みとすることや、取り扱う苦情の範囲については対象労働者に適用される評価制度、賃金制度及びこれらに付随する事項に関する苦情も含むことが望ましいことに留意して下さい。

健康・福祉確保措置及び苦情処理措置については企画業務型裁量労働制における同措置と同等のものとすることが望ましいとされています。その主な内容は上記のとおりですが、詳しい内容については、労働省告示第149号（平11・12・27）「労働基準法第38条の4第1項の規定により同項第1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針」を参考として下さい。

## 専門業務型裁量労働制の対象業務は？

専門業務型裁量労働制の対象となる業務は、以下に掲げる業務となります。

- 1 新商品若しくは新技術の研究開発又は人文科学若しくは自然科学に関する研究の業務
- 2 情報処理システム(電子計算機を使用して行う情報処理を目的として複数の要素が組み合わされた体系であつてプログラムの設計の基本となるものをいう。7において同じ。)の分析又は設計の業務
- 3 新聞若しくは出版の事業における記事の取材若しくは編集の業務又は放送法(昭和25年法律第132号)第2条第4号に規定する放送番組若しくは有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)第2条に規定する有線ラジオ放送若しくは有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送の放送番組(以下「放送番組」と総称する。)の制作のための取材若しくは編集の業務
- 4 衣服、室内装飾、工業製品、広告等の新たなデザインの考案の業務
- 5 放送番組、映画等の制作の事業におけるプロデューサー又はディレクターの業務
- 6 広告、宣伝等における商品等の内容、特長等に係る文章の案の考案の業務(いわゆるコピーライターの業務)
- 7 事業運営において情報処理システムを活用するための問題点の把握又はそれを活用するための方法に関する考案若しくは助言の業務(いわゆるシステムコンサルタントの業務)
- 8 建築物内における照明器具、家具等の配置に関する考案、表現又は助言の業務(いわゆるインテリアコーディネーターの業務)
- 9 ゲーム用ソフトウェアの創作の業務
- 10 有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務(いわゆる証券アナリストの業務)
- 11 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務
- 12 学校教育法に規定する大学における教授研究の業務(主として研究に従事するものに限る。)
- 13 公認会計士の業務
- 14 弁護士の業務
- 15 建築士(一級建築士、二級建築士及び木造建築士)の業務
- 16 不動産鑑定士の業務
- 17 弁理士の業務
- 18 税理士の業務
- 19 中小企業診断士の業務

印のついていものが今回新たに追加された業務です。「大学における教授研究の業務」とは、学校教育法に規定する大学の教授、助教授又は講師の業務をいうものです。「教授研究」とは、学校教育法に規定する大学の教授、助教授又は講師が、学生を教授し、その研究を指導し、研究に従事することをいうものであり、患者との関係のために、一定の時間帯を設定して行う診療の業務は含まれないものです。「主として研究に従事する」とは、業務の中心はあくまで研究の業務であることをいうものであり、具体的には、講義等の授業の時間が、多くとも、1週の所定労働時間又は法定労働時間のうち短いものについて、そのおおむね5割に満たない程度であることをいうものです。

専門業務型裁量労働制に関する協定届

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)			
サービス業		株式会社		区 1-2-3( - - )			
業務の種類	業務の内容	該当労働者数	1日の所定労働時間数	協定で定める時間	労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置(労働者の労働時間の状況の把握方法)	労働者から苦情の処理に関して講ずる措置	協定の有効期間
ゲーム用ソフトウェアの創作の業務	一定の期間内に、ゲームの抽象的な全体像に基づいてゲームのシナリオ、映像、音響等を独立的に制作する。	12名	8時間	9時間	2カ月に1回、所属長が健康状態についてヒアリングを行い、必要に応じて特別健康診断の実施や特別休暇の付与を行う。 ( IDカード )	毎週金曜日12:00~13:00に労働組合管理部に裁量労働相談室を設け、裁量労働制の運用、評価制度及び賃金制度等の処遇制度全般の苦情を扱う。本人のプライバシーに配慮した上で、実態調査を行い、解決策を労使委員会に報告する。	平成 年 4月1日から平成 年3月 31日まで
	法令上に列挙されている業務から、対象となる業務の種類を記入してください(P3参照)。						
時間外労働に関する協定の届出年月日		平成 年2月28日					

協定の成立年月日 平成 年 月 日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 株式会社 労働組合

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 ( )

平成 年 月 日 使用者 職名 株式会社 代表取締役社長

印

労働基準監督署長 殿

記載心得

- 「業務の内容」の欄には、業務の性質上当該業務の遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要がある旨を具体的に記入すること。
- 「労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置(労働者の労働時間の状況の把握方法)」の欄には、労働基準法第38条の3第1項第4号に規定する措置の内容を具体的に記入するとともに、同号の労働時間の状況の把握方法を具体的に( )内に記入すること。
- 「労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置」の欄には、労働基準法第38条の3第1項第5号に規定する措置の内容を具体的に記入すること。
- 「時間外労働に関する協定の届出年月日」の欄には、当該事業場における時間外労働に関する協定の届出の年月日(届出をしていない場合はその予定年月日)を記入すること。ただし、協定で定める時間が労働基準法第32条又は第40条の労働時間を超えない場合には記入を要しないこと。